

平成28年度11月定例委員会議事録

○ 日時：平成28年11月15日(火) 9:00～10:00(議事)

○ 場所：地域活力センター ゆすはら・夢・未来館 1階会議室1

村田会長	(挨拶) 只今から始めたいと思います。本日の議事録の署名を沖田委員さんと前田委員さんをお願いします。それでは、議案第1号から事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは第1号議案 非農地証明願いの件について説明します。資料2ページをご覧ください。 今回は、梶原西区内で3件の非農地証明願いの申請が提出されていることから、3件あわせて説明いたします。 第1号議案、非農地証明願いの件。No.1。 願い人：。 対象地番： 番、 番、 番、 番、 番、 番。 登記簿地目：田、畑、畑、畑、畑、田。 現況地目：原野、山林、山林、山林、原野、原野。 面積：46㎡、402㎡、480㎡、1,633㎡、251㎡、75㎡。 原因発生時期：20年以上前。 理由、今回申請されている土地は、いずれも20年以上前より耕作されておらず、原野及び林地となっています。対象地は、氏がこれまで管理を行ってきました。土地所有者である氏は に居住しており、今後の維持管理が難しいことから、今回、非農地証明を提出するものとなっております。なお、非農地証明の承認が下りた後、管理されている 氏に譲渡するものと伺っております。いずれの土地も周辺への影響は無いものと思われます。対象地は、資料3ページから19ページが該当するものとなっております。なお、こちらの案件につきましては、今年5月の農業委員会定例会において、当初3条による所有権の移転という形で申請があり、審議の結果、非農地証明を提出いただく運びとなっていたものとなっております。 続きまして、非農地証明願いの件。No.2について説明いたします。 資料は20ページから25ページとなります。 第1号議案、非農地証明願いの件。No.2。 願い人：。 対象地番： 番。 登記簿地目：田。現況地目：原野。面積：799㎡。 原因発生時期：20年以上前。 理由、今回申請されている土地は、いずれも20年以上前より耕作されておらず、原野となっています。当地において、今後も耕作の見込みはないことから、今回、非農地証明願いを申請するものとなっております。周辺への影響は無いものと思われます。

事務局	続きまして、非農地証明願いの件。No. 3 について説明します。 資料は 26 ページから 31 ページとなります。 第 1 号議案、非農地証明願いの件。No. 3。 願い人：。 対象地番：番。 登記簿地目：田。現況地目：林地。面積：82 m²。原因発生時期：20 年以上前。 理由、今回申請されている土地は、いずれも 20 年以上前より耕作されておらず、林地となっています。当地において、今後も耕作の見込みはないことから、今回、非農地証明願いを申請するものとなっております。周辺への影響は無いものと思われます。 以上、3 件の申請とも担当は 岡林 勝 委員になります。 岡林委員、よろしくお願いします。
村田会長	事務局による説明が終わりました。担当委員さんの補足をお願いします。
岡林委員	はい、まず 1 件目の のものですが、5 月の農業委員会でも議題に挙がっていたものとなります。所有者の さんが に在住していることから、この農地は の さんが通常管理しているものです。現地は写真のとおり一部林地・原野化しており、その中でしいたけのほだ木等を置いて管理等行っていると。現状農地としての活用は難しく、 さんと所有者さんとの間で非農地証明後の売買の話も出ているとのことでした。 2 件目の のものは国道沿いの道の上にある農地ということになります。現地も確認しましたが写真のとおり畑としての活用はもうされていない状況でした。 3 件目の のものも同様に、こちらは さんところのを少し過ぎたところの土地ということになります。こちら写真のとおり土地の判断がつきにくい状況となっており、農地としての活用はまず考えられないといったところでした。 3 件とも耕作が難しい土地であることから、非農地証明を出して、適切に管理していくというところになると思います。よろしくお願いします。
村田会長	ありがとうございます。1 件目の非農地のものは 5 月にも申請があったということですが、3 条のやつでしたかね。
事務局	はい。 さんから 3 条の申請が出ていたものですが、当委員会において農地として今後の管理が難しいとの判断により非農地証明を提出いただいたほうが良いとの結論に至ったものとなります。
村田会長	さんと さんは親戚関係とかにあたるのかね。
岡林委員	そこまではわからんけど、 さんの家の近くの農地ということで今回の話になったんじゃないかなと。

村田会長	所有者が におるということやったら日常的な管理は誰かにやってもらわんといかん。その中で さんがこれまでもずっとやってきよったところながやろうね。農地としての譲渡は現状無理やけど、非農地証明を提出することで地元の方が管理していくということになるのであれば、それが一番いいことかもしれんね。 それではこの件について意見を求めます。意見等ありませんか。ないということですので、ここで採決を取りたいと思います。この件について、賛成の方の挙手をお願いします。はい ありがとうございます。2 番目、3 番目の非農地の件についても土地所有者本人が非農地としての証明を求めているということですが、この件についても意見等を求めたいと思います。非農地証明願の発行についてご意見等ございませんか。ないということであれば、採決をいたします。この件について委員の皆様の挙手を求めます。全員賛成とのことですので、両案件についても認めることとします。 それでは次の案件について事務局の説明を求めます。
事務局	2 番目の案件についてお願いいたします。
事務局	続きまして、利用権設定申出の件について説明します。 資料は3 2 ページから3 8 ページとなります。第2 号議案 利用権設定申出の件。 借受人： 。 貸付人： 。 対象地番： 番、 番 、 番 。 登記簿地目：田、田、田。 現況地目：畑、畑、畑。面積：535 m²、1,102 m²、1,342 m²。 労働力：9。利用権の種類：賃借。始期：決定日より。期間：10 年。 理由、借受人 氏は当該地において土佐甘とうの露地栽培を行っています。本年度、土佐甘とうの園芸用ハウスを設けるものとなっています。園芸用ハウス整備事業を利用するにあたり、土地の利用権設定を行うことが必要となっていることから、土地所有者である 氏と協議のうえ今回の手続きを行うこととなりました。対象地は の隣となっております。 担当は、沖田孝幸 委員になります。沖田委員、よろしくお願いします。
村田会長	この案件について。沖田委員お願いします。
沖田委員	事務局から説明があつたとおりなんです、 からIターンしてきた さんがいま甘とうやスイートコーンを作りゆう場所にハウスを作るという話になっています。甘とうのハウスになるという話ですが、露地の甘とうでもパートのおばちゃんらも雇ってかなりやりよります。ハウスにしたらもっと人雇うがじゃないろうか。
村田会長	これはハウスを作るために利用権の設定が必要ということ。
事務局	そうです。今年度からハウスの補助金を受けるには利用権の設定を受けることが必須要件となりましたので。
中平委員	無償、有償？
事務局	有償です。
村田会長	さんは家族こっちにおるがやったかね。
沖田委員	家族は におるはず。家もそっちにあるし。

村田会長	梶原来てもう5年くらいになるがよね。農業の知識はあるし地域の雇用も生みよるということになるき、今後の梶原農業の担い手のリーダーになっていく人材やろうと思う。ハウスはいつごろ完成予定。
事務局	来年の2月末に完成予定です。農協によると大型の送風機とか設置予定とのことですよ。
中平委員	利用権の設定ができて、ハウスの申請をすぐに出したら12月くらいには着手できるんじゃないかなと。
村田会長	本人さんもやる気があって実績も残していきゆう人やき、今回の利用権の設定についても問題はないと思いますが、みなさんご意見等ありませんか。無いようでしたらこの件について委員の皆様の挙手を求めます。全員賛成とのことですので、当案件についても認めることとします。
村田会長	それでは、事務局より他に何かありませんか。
事務局	ありません。
村田会長	それでは、本日の会は閉会したいと思います。皆様ありがとうございました。
議 事 進 行 役 署 名 議 員 会 長： 村田 澄夫 委 員： 沖田 孝幸 委 員： 前田佐代子	